

日・米・EC間貿易摩擦の構造

宮崎 孝

貿易摩擦の歴史は古い。国又はそれに準ずる統治単位間の商取引をめぐる紛争を貿易摩擦と定義すれば、その歴史はそのような統治単位が地球上に出現した時、即ち人類社会の成立の時にまで遡ることになる。一九世紀開国後の日本の国際貿易も、一八八〇年代に綿製品の輸出が始まって以来、輸出がしばしば低賃金に依存した廉売の形をとったため、ソーシャル・ダンピングと呼ばれ、世界の各地で摩擦をひき起した。近年人口に膾炙した輸出の自主規制も、貿易摩擦を避けるため第二次大戦前に既に実施されていた。戦後恒常的な貿易赤字に悩んだ日本も、一九六〇年代の半ば以降その貿易収支が黒字に転じ、七〇・八〇年代に出超幅が拡大すると、対日赤字国ことに米国・EC（現EU）は、日本の大きな貿易黒字は日本市場の閉鎖に起因し、世界経済の不安定要因（失業の輸出）となっている、との非難を強めた。国防・安全保障上（数次の石油危機以外に）深刻な危機に見舞われることのなかった日本にとって、貿易摩擦は永年にわたり、事実上最大の外交問題として認識されて来た。

しかしながら、不思議なことに、日本の内外において貿易摩擦の原因や性格についての分析や議論はあまり行われて来なかった。貿易問題がかなり専門的で一般人には解り難いこともあるが、貿易摩擦が現に発生しているため、こ

れに対応するのに忙しく、改めてなぜ摩擦が起るのかを研究するいとまもなかったということであろうか。本稿は、主として筆者の三〇年にわたる政府内部（外務省、通商省、在外公館）での実務経験とその間の観察に立脚して、貿易摩擦の本質を探ろうとするものである。

一、摩擦の原因と発生形態

よく、貿易摩擦は文化の違いから生ずるとの説をきく。後述のようにそれはある程度真実であるが、貿易は元来異なる文化間の交流の一部であり、文化の違いを与件・前提として円滑に取引を行うことが求められているのである。従って、文化の違いが摩擦の原因であるからこれらなくすべきであると言う議論は本末転倒であるのみならず、政府間交渉の中で文化論を持ち出すことは妥当でない。ただし、こうした事柄を客観的に論証することは元来困難であるからである。文化の違いから演繹的に論ずるのではなく、現実に起きている貿易紛争を分類、分析

貿易紛争の分類表

紛争の種類	紛 争 対 象
I. 国内産業の保護要求に発する紛争 一保護主義の問題	安価大量の輸入による市場攪乱、輸出自主規制（VER）、反ダンピング手続の乱用、輸出入数量制限、低賃金労働、慣行・文化の違いなどを理由とする差別輸入制限、高関税、外国からの競争排除を目的とする基準・認可行政、排他的な政府調達、ローカルコンテンツ要求、為替レート操作、産業分野における税・社会保障の低負担、輸入品に不利な物品税制、商標・特許権・IC回路等の知的有権侵害、輸出補助金、産業政策、低い防衛費負担、紐付き開発援助、等
I. 市場アクセスをめぐる紛争（純粋に保護主義的な動機から設けられた貿易障壁に関する紛争を除く） 一市場閉鎖問題	通関手続き問題、基準の透明性・合理性、認証手続き、入札手続き、流通経路、系列取引等私的競争制限、市場アクセスに関する相互主義（自国におけると同じアクセスの要求）、市場占有率（数値目標）の要求（VIE）、一方的輸入制限の脅しを背景とするアクセス要求、製品輸入の拡大、輸入増進のための内需拡大（公共投資、減税、金利引き下げ等）、規制緩和（車検、建築基準、営業認可、食品添加物、化粧品原料等）

してみることに、その本質が現われて来るはずである。貿易紛争の種類や形態はいわば無数であるが、従来見られた紛争の多くにつき、次のような分類が可能である。最近問題となっている環境問題を理由とする貿易紛争はここでは論じない。

以上の分類上、Iは輸入による脅威を受けた国内産業が保護を求めるときに輸出国との間で生ずる紛争である。このうち、ダンピングや輸出補助金の支出はガットの明文上非難されるべき慣行とされており、知的所有権の侵害はパリ・ベルン条約、ウルグアイ・ラウンド（UR）TRIP協定等により違法とされる。但し、これらの違法とされる慣行をめぐってとられる対抗措置の運用が妥当性を欠くことが問題とされるのである。

IIの市場アクセス改善要求は、輸入国市場における慣行が必ずしも国内産業保護を目的とするものでなくとも、輸出国にとって輸入障壁となっていると主張するものである。ここで注意すべきは、これらのアクセス改善要求が、専ら米国・EC側から出され、日本側からは例外的にしか提起されないことである。そのため、あたかも日本の市場のみ貿易障壁があるような印象が生み出されて来た。デスラー⁽¹⁾によれば、米国政府は、国内産業の保護主義要求を抑えるために、外国市場の（米国産品に対する）開放を積極的に求めるようになった。つまり、外国産品を自由に輸入しながら外国にも同種の米国産品を輸出できることになれば、外国産品の締め出しを図る国内の保護主義的な動きを抑えることができるとの発想である。なるほど世界貿易に占める水平分業の比率は近年高まっている⁽²⁾。ことに先進国はお互いに同じ商品（例えば自動車、視聴覚器機、衣料品、工業原料、機械部品等）を輸出し合うことが多い。しかしながら、米国自体が日本からの輸入によって脅威を受けているとき（つまり米国の製品が競争力を欠いているとき）、日本品との競争に苦勞している米国産品を対日輸出しようとする⁽³⁾ことには無理がある。自国市場(home turf)で競

争に勝てない物を、競争相手の地元 (enemy turf) に売り込むことが容易でないことは明らかであろう。それにもかかわらず、米国側は、日本の市場でこうした種類の米国品が売れないのは、日本市場が各種の障壁ことに民間の反競争的慣行 (系列取引、談合等) で閉鎖されているからであると主張している (ことに半導体、自動車が適例)。日本側は当然ながら、米国品の日本でのシェアが上らないのは、競争力やマーケティング努力の不足に基因すると反論するが、米国側は、外国品が日本市場に入り込めない以上そこの競争を云々にすることはできず、日本側がまず「競争力ある外国品」に市場を開放すべき (つまり、実際に米国品の購買をふやして市場シェアが上るようにすべき) であると論じている。常識的には、米国側がまず、価格、品質等の面での自国産品の競争力と日本市場閉鎖の事実を実証する挙証責任を有するが、米国側は逆に、まず日本側が市場を閉鎖していないことを、実際の輸入により証明するよう要求しているようである。というよりは、米国品が売れないのは日本市場が閉鎖されているからであると頭から決めつけて、数値目標の設定を求めようになっている。しかし、例えば日本の半導体メモリーの世界市場におけるシェアや、完全に開放された第三国市場 (ことに自動車産業をもたない途上国) における日本車の圧倒的なシェア (米国車の小さなシェア) 等を見れば、多くの主要工業製品分野における日本製品の競争力は明白である。こうなると、米国の対日市場アクセス要求は、米国品の競争力不足を強圧的な政府交渉によつて強引に糊塗せんとしているとの見方も可能となる。つまり米国のアクセス要求は裏返した保護主義そのものであるとの分析が成り立つ。この意味で、上記分類の I 及び II を通じて、貿易摩擦は、一般に、競争力の不足により内外の市場で外国品に脅威を受けた国内企業を保護するため、一国の政府が輸入制限等の国境措置をとるか外国市場アクセス改善の要求を行うところと発生すると云いうる。つまり国内市場保護の要請と市場アクセス要求は、競争力不足という同じ硬貨の両面であることが少

なくない。

二、貿易摩擦の戦後小史

貿易摩擦の実態を知るためには、その歴史的な考察が不可欠である。第二次大戦後の日本の貿易摩擦に限定して見ると、その殆んどは米・欧の対日要求から発生している。日本側政府・業界から米国・EUに対して要求が行われる例は極めて少ない。この一方性は日本の対外貿易関係を長らく特徴づけて来た。そのせいで、日本市場は閉鎖的であるとの印象が定着してしまつたきらいさえある。以下に、戦後の日本の貿易摩擦への対応ぶりを振り返つてみたい。

米国は、第一次大戦後の国際社会におけるドイツ・日本の疎外と世界経済のブロック化、一九三〇年の米国スムート・ホーレイ法（関税法）に代表される保護主義の漫延が第二次大戦の勃発につながつたとの反省から、戦後の世界体制への独・日の編入を推進した。冷戦下、独・日はそれぞれ欧州・アジアにおける自由陣営の経済運営の重要な拠点とされた。IMF・世銀への加入に続いて日本がガット加入を希望した際にも、米国は欧州の多くの国の反対をおさえ込んで、日本のガット加入実現に尽力した。しかし、日本がこうして国際貿易に復帰したとき、英・仏・ベネツクスを初めとするガットのメンバー一四カ国がガット三五条を援用して、日本とガット関係に入り最恵国待遇（MFN）を供与することを拒んだ。日本政府は、六〇年代の初めまでに英・仏・ベネツクスから三五条の援用撤回とこれら三国を含む主要欧州諸国からMFNをとりつけたが、その代償として、それらの国と二国間貿易協定を結んで、英・仏・ベネツクスには二国間セーフガード（ガット一九条の緊急輸入制限を二国間で援用できるようにしたもの）を供与し、かつ一般に相手国の産業をおびやかすおそれのある多くの品目について対日差別輸入制限を受け入れざる

をえなかった。米国は東西対立を背景に、「援助より貿易」の見地に立って、一九三〇年関税法で頂点に達した戦前の保護主義から戦後は自由貿易に転じていたが、五五年には農産品一三品目に対する輸入制限についてガット上の義務免除（一般協定二五条によるいわゆるウェイバー）をとりつけ、また五〇年代から日本等に対し繊維輸出自主規制を求め、六一年には綿製品短期協定、六二年には同長期協定、七四年には包括的な国際繊維協定（MFA）といった多角的な保護主義協定の締結に動いた。他方、工業製品一般については概ね低関税かつ自由な輸入制度を維持し、品質に関して鷹揚な国民性もあって、途上国を含め世界中から製品を受け入れる世界最大の市場となった。

その間日本の貿易収支は赤字を続け、外貨不足は必要物資の輸入を妨げ、「経済成長の天井」を構成すると云われた。政府は日本の産業構造の高度化を標榜し、業界の努力もあって日本産業の生産性と品質管理は飛躍的に改善し、日本の輸出は繊維・雑貨中心から、鉄鋼・船舶・トランジスタラジオ・視聴覚器機・自動車・工作機械・電算機等の電子製品へと高度化した。日本製品の国際競争力の向上は著しく、日本がOECDに加入した六四年以降は日本の貿易は黒字基調に転じ、「成長の天井」は消滅した。米国、EECでは、それまでの日本の軽工業製品に代った鉄鋼以下前述の重工業製品の対日輸入に対する緊急輸入制限、アンチダンピング提訴、日本に対する不公正取引や市場閉鎖の非難が頻発する。これに対し日本政府はとりあえず輸出の自主規制で応ずるとともに、それまでの国産愛用輸出促進から輸入促進へと方向転換し、輸入促進ミッションを海外各地に派遣する一方、対日圧力が強まる度に、市場開放パッケージ（ガット多角交渉の結果約束した関税引下げの一方的前倒し実施、政府調達緊急輸入、規制緩和、輸入金融優遇措置、財政・金利政策を通ずる内需拡大、ODA拡大等を内容とする）を次々に打ち出して、それをかわした。八〇年代のみで九つのパッケージが発表された。他方、ケネディ・ラウンド、東京ラウンドにおける大幅な関税引下げ、

六〇年以降の輸入自由化の促進（六〇年には一四四三品目に及んだ日本の残存輸入制限は七五年には二七、九〇年には一八に減少、その後米国の最大関心品目であった牛肉・オレンジを九〇年代初めに自由化）、七一年の金ドル本位制崩壊後の円レート引上げ、変動相場制下の円高（ことに八五年九月のプラザ合意後の大幅ドル安）は、日本市場へのアクセスを著しく改善したが、それにもかかわらず日本のグローバル及び対米・EC貿易黒字は拡大を続けた。とりわけ、八五年九月以降の急速な円高と八七年の大型輸入促進パッケージの実施や大幅金融緩和は、九〇年までに米・ECからの輸入を倍増させるなどの輸入拡大効果をもたらしたが、対米・EC貿易黒字（ことに対米黒字）は高水準にとどまったため、米国は八五年以降市場分野別協議（MOSS）、八九年以降構造障壁協議（SII）を通じ、米国が指摘する日本市場の障壁の除去を図った。八六年九月には日本の半導体に対する米国内の反ダンピング提訴の動きを背景に、ダンピング防止のため、日本からの輸出価格の監視を約し、外国系半導体が二〇%の日本市場シェアを実現することを期待する内容の協定（以下SCTAという）が結ばれた。翌年米国側は日本側が同協定を守っていないとして、通商法三〇一条を援用、カラーテレビ、携帯電算機、電動ドリルの3品目の対日輸入に対し100%の「懲罰関税」を課した。その後も米国が通商法三〇一条の脅しの下に、個別品目の輸入の増加や国内諸制度の改廃を求めていることはよく知られている。

これと対照的にECは八〇年代前半の対日強硬態度を、八六年以降の対日輸出の大幅増大を機に軟化させ、八〇年代後半にはOpportunity Japan（英国）、Le Japon, c'est possible（フランス）といった対日輸出促進運動を展開するなど、前向きな姿勢を見せるようになった。

九三年、米国におけるクリントン政権成立後、米国が結果主義の立場から対日市場進出について数値目標や実績を

測定するための客観的基準を求め、貿易上の要求を通商法三〇一条による一方的措置（輸入制限）で強制する構えを明らかにするにつれて、EUやアジア諸国はこれに対する批判と懸念を表明、米国の通商面における国際的孤立が浮き彫りになった。九四年二月、日米首脳会談における通商交渉は日本側の数値目標拒否により決裂したが、その後、EU、東南アジア、カナダ、さらには米国自体のマスコミ・学界等においても、米国の管理貿易に対する非難が高まった。

八〇年代以降、米国・ECとの貿易摩擦が激化するとともに、日本では両者が手を組んで日本に圧力をかけて来る（gang up against Japan）のではないかとの危惧が生じたが、そのような日本孤立化の悪夢は、アジア諸国の隆盛とその日本への同調、EC側の米国が日本市場で特恵的な利益を得るのではないかとの懸念もあって、現実化することなく終わっている。

三、対米・EC貿易における主な争点

ここで対米・EU貿易における問題を、(一)市場攪乱（対日差別QR、VER、反ダンピング提訴）、(二)貿易不均衡と市場閉鎖、(三)一方主義、(四)結果主義（VIE、数値目標）、(五)ガット適合国内慣行変更の要求、にしぼって、その経済的、法的側面を検討することとしたい。

(一) 市場攪乱

市場攪乱とは、特定国からの大量廉価の輸入により国内産業が脅威を受けることを指す。六〇年にガット総会がその定義を採択し、この言葉は日本とEC・米国との貿易関係に関する公文書で頻繁に用いられた。廉価輸出が国内価

格を下まわった価格で行われれば、それはダンピングを構成し、反ダンピング提訴の対象となる。ダンピング・マージンが見られないときには、市場攪乱が生じているとして、差別輸入制限や日本側の自主規制により、輸入国の国内産業が保護されて来た。

一九六〇年初めに、日本に対するガット三五条援用撤回と引きかえに始まった欧州諸国の対日差別輸入制限は、ガット一条の最恵国待遇、ガット二一条の数量制限の禁止、同一三条のQRに関する無差別待遇等の規定に反するものであった。日本政府は六〇年代にこの差別を撤廃させるべく強力な交渉をくり返したが、決定的な成果を上げないうちに、日本の輸出構造の高度化と出超による外貨不足の解消に伴い、差別品目の重要性は低下し、差別撤廃交渉は事実上放棄された。ECは八〇年代に、対日共通通商政策策定作業の一環として、EC各国が個別に適用していた対日差別QRの整理を試みたが、各国の抵抗で果せず、日本は問題をガットに提訴する構えを見せたが、EC(EU)は統一市場発足後一年以上経った九四年三月に至ってようやく、その一括廃止に踏み切った。

ダンピングについては、ガットは第六条でそれを非難すべきものとして、反ダンピング関税の賦課を認めているが、ダンピングを構成しない市場攪乱については、第一九条に定められたいわゆるセーフガード措置で対応することを許している。しかしながらこのセーフガード措置は、(イ)国内産業が輸入から重大な損害を蒙るか又はそのおそれがある。(ロ)輸入制限の対象となった輸出国側の対抗措置が認められている。(ハ)数量制限無差別適用の原則(ガット一三条)や一般無差別原則(同一条)にのっとり、輸入制限措置(QR又は関税措置)が特定国に対してではなく、グローバルに適用されるべきであるとされた(東京ラウンドでもEC等の選択適用の要望が、日本や途上国の反対で容認されるに至らなかった)、などの問題があり、実際上の援用は難しかった。ガット事務局への届出によると、一九五〇年から

八五年までの間に、米国のセーフガード援用は計二七回（うち対日援用一七回）、ECも二七回のみで、反ダンピング提訴（八二年七月から九二年六月まで米国四二四件、うち対日五七件、EC二四五件うち対日四〇件）とは比較にならない。

セーフガード措置は輸出国を対象にとられるのに比して、反ダンピング（AD）関税は輸出企業別に課せられるため援用が容易である。援用要件としての国内産業への脅威は、セーフガードのような「重大な損害」ではなく、「実質的な損害のおそれ」があれば足りる。国別輸入制限措置でも、VERは輸出国の同意を得て運用されるため、一方的措置よりは摩擦が少ない。しかし、AD関税については乱訴の傾向があり、また米国は実際の取引価格ではなく、流通経費を原価の一〇%、利潤率を同八%とみなして原価に一率に加算して得られた構成価格を用いてダンピング幅をはじき出すことが多く、その意味でも恣意的な運用がなされがちである。他方VERは輸出国政府が関与する限り、ガットの承認を得ない輸出規制として、ガット一条に反するのみならず、同じくガットの禁ずる輸入制限を事実上代

米国の貿易収支と失業率

単位：100万ドル

	輸出FAS	輸入CIF	輸出入差	失業率 %	経済成長率 %
1967	31,030	28,745	2,285	3.7	2.7
68	34,063	35,320	* 1,257	3.5	4.6
69	37,332	38,241	* 909	3.4	2.8
70	42,659	42,429	230	4.8	*0.2
71	43,549	48,342	* 4,793	5.8	3.4
72	49,199	58,862	* 9,663	5.5	5.7
73	70,823	73,573	* 2,750	4.8	5.8
74	98,092	110,875	* 12,783	5.5	*0.6
75	107,652	105,880	1,772	8.3	*1.2
76	115,223	132,498	* 17,275	7.6	5.4
77	121,232	160,411	* 39,179	6.9	5.5
78	143,681	186,045	* 42,364	6.0	5.0
79	181,860	222,228	* 40,368	5.8	2.8
80	220,630	256,984	* 36,354	7.0	*0.3
81	233,677	273,352	* 39,675	7.5	2.5
82	212,193	254,885	* 42,692	9.5	*2.1
83	200,486	269,878	* 69,392	9.5	3.7
84	217,865	341,177	*123,312	7.4	6.8

出所 米国大統領諮問委員会年次報告

注 1967-73年の輸入額は推定 *印は赤字又はマイナス

替する違法な保護措置である。ウルグアイ・ラウンドの結果つくられたWTOのセーフガード協定ではVERは禁止された。⁽⁵⁾

AD関税は多用途ないし乱用されるだけに問題が多い。AD関税の算定に当たって実際の輸出価格が不明なとき用いられる構成価格についてURアンチ・ダンピング協定は、構成価格の要素となる生産・販売のコスト及び利潤率は輸出において実際にかかった経費又は実現された利潤に基づいて決定すべきものと定めているが、これにより米国の構成価格算定方式が改訂されるかは不明である。⁽⁶⁾またURでは、ECが八八年に導入し（EEC規則二四三／八八）、日本のガット提訴の結果九〇年にガット三条違反と判定された迂回ダンピング（AD関税の対象となつた製品の部品を輸入して組立て販売する場合に、これを迂回ダンピングとしてAD関税の対象とする—以下CDという）の制度の導入が、九一年一二月、奇妙にも同じガットの事務局長の提案（ダンケル・ペーパー）の一部として提出された。米・ECはCDの導入実現に努めたが、結局採用されなかつた。CDは、輸入国内で組み立てられた製品に（輸入される部品にはなく）国境措置であるAD関税をかけようとする非常識なものであるが、日本国政府は、CDの制度化自体には反対しなかつた模様である。

(二) 貿易不均衡と市場閉鎖

日本のみならず、米国を除く殆んど的主要貿易国は第二次大戦後深刻な外貨不足（又は自国通貨の交換性欠如）に悩んだ。この「ドル不足」は貿易赤字に起因するとされ、各国とも輸出の伸長による外貨獲得と自国通貨の交換性回復に努めた。六〇年代には日本を含む先進工業諸国は「ドル不足」を克服し、交換性を回復した。それにもかかわらず、貿易赤字に対する各国の恐怖感はなかなか消えず、七〇年代に大幅な貿易黒字を記録し始めた日本に対する赤字

国の不満が高まった。彼等の主張は、日本は低賃金、長い労働時間、低い生活水準、為替操作、ダンピング、模倣等の「不正慣行」を利して、一方的に工業製品の数分野に集中して安売り輸出し、輸入国の産業を潰滅させ、他方自国市場を閉鎖して外国産品を十分に輸入しない―日本は失業を輸出している、ということであった。ことに米国の対世界貿易赤字が拡大した八〇年代（八四年には一千億ドルの大打を越え、八六年には米国は世界最大の債務国になる）には、対日赤字の突出した大きさはことに米国会議において反日感情を高め、多数の反日法案の提出を誘発した。これに対して日本側は八五年の市場開放「行動計画」を初め八〇年代に九つの市場開放パッケージを発表して、凌いだ。その後、八五年九月以降の百分を越える大幅円高を克服した日本経済の好況のせいと、米国の対日赤字は一時的には減少したが、米国側から見ると十分ではなく、九〇年代に入って信用引締めにより日本経済の「バブル」がはじけたあとは、内需の低迷を反映して日本の輸入は伸びず、逆に輸出圧力が強まったため、対米黒字は年間六百億ドルを越えんとする勢いに戻った。九三年一月に登場したクリントン政権は、自由貿易を標榜しながら、米国の雇用を輸出により増大する、また日本の消費者や世界中の国のために日本市場を開放する、とのふれ込みの下に、結果主義の立場から、日本市場の開放度を測定する数値目標の設定を求めて、強硬な交渉を開始した。他方E.Uも対日輸出の進展を好感しながら、依然対日貿易不均衡を重視しており、九四年一―一月に訪日したE.U代表団は、日本の貿易黒字をGDPの2%に抑えるよう求めて、日本側に拒否された。日本側でも日本の経常黒字幅を問題視して、それをGDPの2%以内で圧縮すべきであるとの見解が表明されて来た（例えば宮沢元総理の国会発言）。しかし、なぜGDP 2%を超える経常収支黒字が有害であるかの説明はなされておらず、この数字は根拠を欠く。

貿易不均衡を問題視して、その是正を政府交渉の対象とすることは、次の理由から不相当である。

(イ) 貿易収支はマクロ経済の統計にすぎず、経済的な意義を有しない。輸入は悪ではなく外国からの財貨(富)の獲得であり、経済的にプラスであっても損失ではない。ことに安価良質の輸入は有利である。米国の初めとする先進国の貿易赤字は国際通貨投機の誘因とはなっても、赤字国の対外支払能力とは関係ない。米国の貿易赤字がドル安をもたらしても、その結果米国産品の価格競争力は強まり米国の輸出は増大する。米国の輸入依存度は依然低く、ドル安は購買力平価(物価)にあまり響かず、他方、同平価からかけ離れたドル安は生じ難い。米国の高い消費性向、財政赤字、貯蓄・投資のギャップが国内生産を超えた需要を生み出し、これが貿易赤字を発生させるとの議論は結果論であり、輸出の増加、貿易黒字の発生は国内産品の国際競争力を前提とすると思われるが、いずれにせよ、貿易赤字は赤字国の対外支払能力の不足を招来しない限り、それ自体は問題でない。

(ロ) 貿易赤字は失業を生まない。パーグテン国際経済研究所長、カンター通商代表等米欧の多くの論者は、日本の大幅な経常黒字は世界の失業をひき起しており、世界経済の不安定要因であるとする。日本でも漠然と同じ考えを抱いている人が少なくない。しかし実際には次表の示すとおり、好況時には輸入の増大に伴い貿易赤字は拡大するが、雇用も増えるため失業率は低下する。貿易赤字が拡大するときには雇用も拡大している。これは当然・自明のことであるが、一般の認識は逆なようである。

表を補足して米国の失業率の動きを見ると、貿易赤字が四三億ドル弱であった八二年には一〇・七%に達したが、同赤字が一二三億ドルに達した八四年には七・四%に下り、一一五七億ドルの赤字を記録した八九年には五・一%にまで低下した。貿易赤字が失業を生むと誤解されているのは、輸入により損害を受けた国内産業が潰れたり人員整理に追い込まれることがあるからであろうが、それは自由競争下では当然起る現象で、貿易が黒字のときでも生ずる

事態である。この誤解は、合成の誤謬の典型であろう。

(イ) 自由経済において貿易収支は政府の統制外にあり、これをコントロールすることは不可能である。また通商政策や市場閉鎖（貿易障壁）と貿易収支とは通常無関係である。日本の貿易は、外貨割当てや国内産業保護のための高関税、輸入割当て等の国境措置によりその輸入が厳しく制限されていた時代に大幅な赤字を記録していた。日本の残存輸入制限品目は一二で米国の約二〇より少なく、関税率も先進国中最も低い。バーグステンの試算によれば、八〇年代中ばに米国の製品市場の二九・六%が目に見える非関税障壁で保護されていたのに対し、日本市場の方は一三・一%にすぎなかった。九四年の大統領経済報告は、一応日本の障壁を輸入一八〇億ドル相当分と見積る数字を、留保付きで掲げている。⁹⁾ 米国側が近年問題としている日本の「障壁」は、日本が経常的な貿易赤字で苦しんでいた時代に既にあつたもので、貿易収支に今さら大きく影響するものとは思われない。逆に、例えば国際石油価格の変動や国の内外の景況の国際収支に及ぼす影響は大きい。

(二) 日本と米国・EUとの貿易は国民一人当たりの輸入額で見れば均衡しており、日本人と米国人・EU諸人はお互いに同様な額の産品を購入し合っている。日本人は十分輸入していないとか、日本は市場を閉鎖している、とは言えない。米国・EUの人口が日本の二倍以上であるため、貿易統計上は当然二対一的大幅の不均衡が生ずるだけのことである。しかも、不均衡幅は、貿易の規模に比例して拡大する。日本の対米輸出が千二百億ドルに達すると米国の対日輸出（日本の対米輸入）は六百億ドルとなり、米国の対日赤字は六百億ドルに上る計算になる。

(三) 一方主義

米国は強大な経済力、国際競争力を背景に、第二次大戦後の世界で多角的な自由貿易体制ガットを創設し、これを

維持せんとして来た。しかし六〇年代以降その競争力が日・E.C.、新興工業国との比較で次第に優位を失うに至って、元来保護主義の牙域であった連邦議会を中心にガット体制への不信が強まった。六七年に妥結したケネディ・ラウンドの成果に対する失望もあって、米国内には、巨大な国内市場閉鎖の脅しを用いて外国に貿易上の譲歩を迫る通商法三〇一条を背景とする一方主義が登場した。米国市場に大きく依存する日本その他の国は、三〇一条の脅迫の下に米国に対し各種の譲歩を余儀なくされた。それにならってE.C.も欧州理事会規則二六四一／八四で「不正貿易慣行」に對する對抗措置を一方的にとることとしたが、実際にはこの「新兵器」を殆んど援用してない。また、同規則は米国通商法三〇一条と異り、一方的報復措置よりもガットによる紛争解決を優先する旨明示している。

通商法三〇一条は七四年の制定以来八四・八八年の改正を経て合理化された面もあるが、依然として米国行政府が一方的に外国慣行を協定違反、差別的、不合理、米国の通商を妨げる等と判断し、輸入制限等の報復措置をとることを認めるものであり、一方的な関税引上げや輸入数量制限、差別待遇を禁ずるガットの諸条項(一、二、一一、一三、二三条)及び日米通商航海条約に反する。三〇一条の手続で、米国がいわば自ら検事、裁判官、陪審員、刑罰執行人を兼ねるのは、法の適正な手続にもとると云うべきである。¹⁰⁾ガット二三条二項に定められているとおり、締約国団の認可を取りつけることなしに、加盟国が他のメンバー国の行為を不服としてガット上の義務停止の措置をとることは、認められない。このような一方措置を規定する三〇一条自体ガット違反であると云うべきである。日本は二国間の貿易協定に規定されたセーフガード条項に基き、相手国の一方的な輸入制限に對して對抗措置(輸入が差止められた日本産品と同等の対日輸出货量を有する相手国の特定品目の日本への輸入を事前許可に付した)をとったことはあるが、UR諸協定の下では一方措置に對しても直ちに對抗措置をとることなく、ガットに提訴の上その認可を受けて、對抗

措置をとる方針である。なお、関税率法七条に定める報復関税（従来適用例なし）についても、上記方針に従って改正作業が進められている。⁹¹

米国の一方主義は、UR紛争処理協定が、WTO諸協定の対象事項については同協定の規定及び手続のみにより救済を求めるべきものと定めた（同協定二三条）ことにより、法律的にはWTO諸協定がカバーする貿易分野に関する限り援用することが禁じられたものと見られるが、カーター通商代表や九四年大統領経済報告は、米国はガットに規定されていない事項（例えば競争政策）については一方的措置をとり得るとの立場を維持している。⁹² 米国の学者の中にもタイソン大統領経済諮問委員長やデスラー等、ガットのみでは守れない米国の利益を三〇一条によって守るべしと主張する者がいる。⁹³ しかしガットを含むWTO協定の対象となる貿易分野において三〇一条に基いて米国が一方的に制限措置をとることは、ガット二三条の手続により締約国団（WTO下ではDSB—Dispute Settlement Body）の認可を経ない限り当然ガットを含むWTO協定違反となる。しかも、上記大統領報告が認めているように、アジア市場の隆盛の結果米国市場の比重は下っており、三〇一条による脅迫の効果は低下しつつある。⁹⁴ 九四年五月クリントン大統領が、中国の人権侵害にもかかわらず同国に対して最恵国待遇を更新せざるをえなかったのは、象徴的な事件であった。

（四） 結果主義

九三年七月の宮沢・クリントン会議の結果出された共同声明は、いわゆる包括協議の開始を宣言したが、同声明は、日本の対米貿易黒字の中期における意味ある削減をうたい、この協議の対象となった分野でとられる措置、政策の実施状況を測定する客観基準を設ける合意をも含んでいた。その後この客観基準をめぐる協議が紛糾することとなる。

米国側は既にレーガン時代から日本側の制度上のアクセス改善約束が実際の対日輸出拡大に結びつかないことに業を煮やして、輸出数値目標を求めるようになっていた。その最初の表れが、八六年九月の日米半導体協定（SCTA）の附属文書にうたわれた外国系半導体の市場シェア目標二〇％であった。この目標は、日本側が実現を約したのではないとの明文の留保付きで一九九二年一月の新SCTAに引継がれたが、クリントン政権はこれを日本側の公約として、強硬に目標の実現を迫った。通産省の強力な指導の下に業界が四苦八苦して二〇％目標を達成して見せると、米国側は数値目標の設定は実効を上げたとして、他の分野への拡大適用を要求するに至った。他方日本側は、米国側の期待するシェアの実現が可能であるとして協力を約したことが数値目標の実現を約したものと解釈されたことにショックを受け、今後は米国側の求めるいかなる数値目標をも受け入れないとの固い態度に変わった。¹⁵ 米国側は数値目標を欠いた合意は無意味だとしたため、九四年二月の細川・クリントン会議における通商交渉は決裂した。その後三月には米国は九〇年に失効していた八八年通商法のいわゆるスーパージョージヤ一条の手続（特定国の特定慣行を不正慣行として公表するもの）を大統領令により復活させ、これを背景に五月には包括協議が再開され、難航ののち一〇月一日に至って又もや玉虫色の合意が成立した。¹⁶

輸出入の規制（輸出入貿易管理令上可能）と異り、日本政府は、国内市場で外国系製品を購入するよう企業や消費者を強制する法令上の根拠を有しない。米国側は通産省、郵政省等の官庁が従来から法令上の根拠を欠く行政指導を行なってきたとして、行政指導により外国製品購買の目標を達成することが可能であると考えた節がある。これは自由経済の原理のみならず法治主義を全く無視した考えであり、米国側が、日本政府が新たに法律上の授權を受けてでもそのような行政を行うことを求めるのであるとすれば、それは内政干渉でありかつ規制緩和の大義にもとること

なる（日本政府の反論は實際にそのような趣旨であったといわれる）。米国側も一旦は数値目標は拘束的なものではないと称しながら、市場開放の進展を測る客観基準として、数値目標又はこれに代る指標の設定（例えば日本以外の先進国の製品輸入実績を日本も基準とすること）を執拗に要求し続けている。

(五) 国内慣行の一方的変更要求

米国、EUはかねてから、日本の基準・認証、流通系路等の国内諸制度・慣行（場合によっては日本語や日本文化そのもの）が日本市場の閉鎖性をつくり出していると主張する傾向を示していた。先に述べたように、古来貿易は異なる文化間で一定の客観的ルールに従って行われて来たものであり、ルールに従って競争した結果不利になったとして相手国の国内制度や文化の変更を求めることは許されない。日本政府や企業が、貿易に直接関係のない外国の制度・慣行の改廃を求めることは、あり得ない。米国は構造協議で大店法の改廃、系列の閉鎖性、地価問題、公共投資額等につき具体的な要求を行うことを辞さなかった。しかしながら、大店法は弱者保護を目的として、日本社会における強い政治的な要請に依りて制定されたものであり、他方、下請け等の系列取引が、米国の大企業が行なつて来た企業内部における部品等の調達（内製・自給率が高い）と比して閉鎖的であるとはいえない。米国側は日本の自動車の系列販売を貿易障壁と見ているが、米国内の自動車販売店が通常系列製品（フォードのディーラーはフォード車のみ、クライスラーのディーラーはクライスラー車のみ）しか扱っていない事実にかんがみても、米国側の要求には根拠がない。また長期取引や企業グループ内における保険契約の仲介取次ぎ等の行為は、特に需要者側の取引の自由を害さない限り、私契約の自由に属するものと考えられる。他方、談合等の競争制限行為や東京ラウンドやURで締結された基準・認証等の行政上の障壁の除去に関する諸規約等の国際取決めに反する行政措置は、早急に是正されなければな

らないことはいうまでもない。

公取法を含む国内法の適正な運用は、日本国内の行政不服・訴訟の手續によつても求めることができる。各国独占禁止法の内容の統一を含む競争政策の調和は将来の課題であり、既にかねてからOECD内で取り上げられているが、WTO発足後の新ラウンドで合意することも可能であろう。しかし、そもそもこれらの問題、ことに系列が通商上問題とすべきインパクトを有するかは疑問である。¹⁷⁾

ガットは第三条で輸入品について法令の適用、行政上の内国民待遇付与を定めているに過ぎないが、EUや米国は七〇年代から日本に対して「国際的に」認められた基準や手続の採用を求めて来た。しかし、これららのいわゆる国際基準は実際には、前世紀以来国際社会において支配的又は指導的地位を占めて来た欧米諸国の基準である場合が少なくなく、その妥当性を改めて検証しないまま日本その他の後発貿易国にその採用を迫ることは正当ではない。他方日本の法令・規則を含む諸制度・慣行で合理性を欠くものについて、日本人自身がしばしばいわゆる外圧を利用して改革を図つて来たことも事実である。構造協議で米国側が提起した二四〇件以上の改革要求の大部分は、日本人関係者からの聞き取り等の形で、日本側から発したものであったといわれる。日本側においても、実効的なオンブズマン制度に加えて、自らの発議による法令・規則の見直しが恒常的に行われるような組織（例えば内外の民間関係者の参加する、独立性を持った法令審査委員会といったものに、行政の裁量事項に関する規則・命令の制定につき、内閣法制局的な審査権限を持たせる）を作ることが必要であろう。しかしながら、国内の税制一般、公共投資計画、特定の法令の内容について米国が貿易相手国に対し、自らの貿易上の利益に関するとして具体的な要求を行い、しかもその要求が容れない場合には一方的措置を発動することがあれが、それは内政不干渉の原則に反する。構造協議では、日

本側も米国の内政や慣行上で改善を要すると思われる点（財政赤字の削減、貯蓄奨励、企業における長期的視野、教育の充実等）を指摘したが、米側が日本に対して行なったような具体的かつ詳細な改革要求は差し控えている。

ガット一般協定は貿易に関連する国内制度・慣行について、内国民待遇以外の規定を有しないが、他方ではガット二三条一項はガット提訴の訴因について、ガット違反（二三条一項(a)）のみならず、ガットの規定に反するか否かを問わず、他のメンバーの何らかの措置（同(b)）及び状況（同(c)）によりガット上の利益が害されたと考えるメンバーの提訴を認めている（いわゆるノンヴァイオリション・ケース—NVC）。この規定はハバナ憲章及びガット一般協定起草の過程で一部の国の提案に基いて挿入されたものであるが、これにより形式上はNVCもガット違反ケースと同じ手続で締約国団の審判に付され、その認可を得て提訴国が対抗（制裁）措置をとる可能性が開かれており、極めてバランスを欠いた不合理な規定となっている。NVCは従来稀にしか提起されていなかったが、現行のガット二三条の規定は上述のような国内制度、慣行への不当な干渉の根拠となりかねないので、二三条は今後改訂すべきであろう（URの紛争処理手続新協定ではNVCの取扱いの合理化が図られている）。貿易相手国が自国の慣行と異なる慣行を有することが障壁となっているとして、自国慣行の採用を迫ることは、内国民待遇を超えて「自国待遇」を求めらるものであり、内政干渉を構成しかねない。

四、貿易摩擦と国民性及び国内・国際政治構造

日本の貿易摩擦が、経済的な要因のみならず、国際・国内政治構造からも起っている事実は否定できない。現代の国際システムが近世欧米の覇権の下で形づくられたことは歴史的事実である。第二次大戦を通じて確立された米国の

覇権はブレトンウツツ体制やガットを中心とする戦後の世界の経済・貿易レジームをつくり出した。米国の影響力のない覇権は七〇年代以降経済面では相対的に低下したが、今や唯一の軍事大国として残った米国の指導的地位を経済面でも固守せんとする心情が、クリントン大統領以下の少なからぬ米国人の言動に読みとれる。欧米人との接触やマスコミの論調からは、日本の経済力に対する敵愾心のみならず恐怖感（日本人に経済的に征服されることを恐れる一種の黄礼論的強迫観念）や嫉妬の念さえ看取されることがある。

米国はいまだに世界最大の輸出額を誇っているが、今後とも覇権国として高附加価値産品の生産における優位と貿易面での第一人者の地位を確保する必要を感じており、日本の競争力の向上を自らの覇権に対する挑戦と受け止め、敵視するに至っているとも解される。⁹⁶⁾米国の覇権的地位への執着は、欧州におけるNATOに代る軍事機構創設への強い反発や東アジア経済協議会（EAEC）の結成に対するアレルギー反応にもよく表われている。冷戦後米国は孤立主義へ復帰しつつあると見る論者も少なくないが、筆者には米国の覇権への執着の方が孤立傾向より強いように見える。そうでなくても、経済が世界化した今、米国が孤立主義へ復帰することは事実上不可能であろう。

貿易摩擦の本質を探るとき、以上のほか経済外的要因に由来するいくつかの表徴が目につく。

(一) 国民性

一つは米欧ことに米国におけるダンピング提訴、セーフガード申請、不公正慣行の訴えの多さである（因みに同じく英国の植民地であったカナダ・オーストラリアにおけるAD提訴の数も一際多い）。日本では五五年のガット加入以来三十年間にダンピング提訴が僅か四件であるのに対し、米国では毎年五〇件前後の提訴が行われる。また、日本では、輸入に対するセーフガード措置である緊急関税（関稅定率法九条の二）はかつて適用されたことがない。とにかく

く日本人の貿易関係の苦情は少ない。このことは、両国における訴訟一般の数と開業弁護士数の大きな差（七〇万人対一萬五千人といわれる）にも見られる国民性の違いの反映であると思われる。現に日本の貿易紛争の殆んどは、米・EU側からの苦情提起に発している。

(二) 国内政治構造

次には日米間の政治構造の違いがある。日欧間には政治、法制上の共通点が多いが、米国の政治構造はかなり特異である。憲法上米国の議会は三権分立の下で通商を規制する権限を与えられている（米國憲法一条八項三節）。政府は原則として議会から関税引下げその他の通商譲許を行う権限を授与された上で、ガット多数国間交渉に臨むのが例であり、議会はまた通商法の制定を通じて行政府に対し各種の通商上の行動を義務付ける。通商法二〇一条のセーフガード措置や三〇一条の不正外国慣行に対する報復措置がその例である。

(三) 特別利益

第三にいわゆる特別利益団体の圧力がある。元來通商法二〇一、三〇一条等が、国民の申請に基いて行政府が行動することを義務付けていることから、個別企業、企業連盟、労組等は何等かの通商上の問題が起る度に直接行政府又は議会を通じて政府に苦情を申し立て又は圧力をかけ、自らの利益の保護を求める。その場合米國政府は原則として申請や苦情の取捨選択は行わない。これらの特別利益団体は、議会・大統領選挙における栗田・政治資金源として議会及び行政府に影響力を行使することができる。こうした政治構造は、国民が直接政府を動かすことができるという意味で民主的な制度ではあるが、前述の訴求性の高い国民性をもろに反映して、米國の対外苦情や貿易摩擦を増大させる。

貿易摩擦は時には国際関係を緊張させ、深刻な様相を呈するが、対日貿易摩擦を初めとする貿易問題が近年米国の選挙の争点になったことはない。それが、苦情を申し立てている企業以外の米国企業や国民の大多数の利害に直接関係しないからである。つまり貿易紛争は特別利益、ことに国際競争力を欠く国内産業がづくり出すものであり、当該企業・業界とこれに関係の深い政治家以外の者の関心外にあると言える。

(四) 政府・業界関係

ことに日米間の貿易摩擦への対応には、政府・業界関係や産業政策に関する両国の考え方の違いが影を落としている。米国では、政府は基本的に国民の僕しもべであり、業界の要望が直接行政に反映される仕組みとなっていることは前述(二)のとおりである。わけでもクリントン政権では大統領や閣僚が民間業界のために自らセールスマンとなり、米国产品の売込みのため直接外国首脳に働きかける。日本では首相その他の政府首脳はおろか、一般の政府職員がこうした行動に出ることは考えられない。日本政府は公僕即ち公益の代表者として、個々の企業の利害にかかわることを避け、対外交渉でも業界の要望を国益全体や原理、原則の立場から調整した上で交渉方針を定めるのが例である。

他方、米国では政府の政策や行政は民間の活動に介入しないのが建前であり、いわゆる産業政策に対するアレルギー反応が強い。そのせいか、政府は民間の対外競争力の不足を補うため、通商法三〇一条の一方的措置等の攻撃的な通商政策に走りがちである。¹⁹⁾

(五) 貿易交渉の限界

政府レベルの交渉では、制度上の市場アクセスは改善し得ても、貿易摩擦の原因そのものを取り除くことはできない。なぜなら、摩擦は競争力格差から生ずるのが例であり、政府間交渉は競争力格差を生んでいる個別企業ないし国

内産業一般の生産性、品質管理、価格政策、納期遵守、マーケティング努力、アフターケアといった競争上決定的な問題を解決することはできないからである。

しかも、かつては関係官庁の課長レベルで行われていた貿易交渉が、近年は閣僚・国家元首レベルで行われるようになり、それだけ貿易問題をめぐる国家間の対立がマスコミを通じて拡大・誇張されるようになってきている。交渉当事者の功名争いや米国側ポリテイカル・アポインティーの大統領への忠誠心から来る強硬な交渉態度も、交渉を難航させる一因となっている。

五、結語

(一) 貿易摩擦は一般に貿易障壁をめぐって発生するものと観念されている。事実苦情が貿易相手国の制度・慣行に關して提起されることが多い。しかしながら、少なくとも日本が直面して来た貿易紛争の大部分は、競争力の強い日本製品の輸出が輸入国側に与える脅威によって起っており、日本の貿易自由化が進んだ後には、競争力が不十分であるため日本市場への参入に困難を来たす外国産品をめぐっても苦情が提起されて来たものと云える。その典型的な例が自動車及びその部品（特に対米貿易黒字の過半を占める）の市場参入の問題であつて、開放された第三国市場（ここに途上国）における日本車の圧倒的なシェアと米国車のシェアの低さを見れば、競争力格差は歴然（れきぜん）としているのもかわらず、米国は日本における外国系（米国系）のシェアが低いのは系列販売（米国でも行われている）等の障壁があるからであると主張している。そもそも日本市場の閉鎖性を主張する者は、自国や第三国市場における障壁の有無につき日本市場との厳密な比較検証を行った上で日本市場の閉鎖性を立証しなければならぬが、多くの場合日

本側が出超であるとの一事をもって日本市場は閉鎖的であるとし、挙証責任を日本側に転換しているのが現実である。日本の業界からのダンピング提訴が少なく、日本におけるセーフガード（緊急関税）の申請や外国における輸出補助を理由とする日本品に対する相殺関税の申請・適用例が皆無で、また日本政府が民事不介入の原則に立つて民間の輸出商談に介入しない事実からも、日本業界の自助努力と競争力の強さが窮われる。

しかし競争はとことんまで徹底すればよいものではない。一人勝ちは独占に通ずる。従つて競争に基く自由経済・自由貿易の維持のためには、競争力の弱まった貿易国の産業の競争力を回復する方策をとるほかない。それにはガット一九条の規定するセーフガード措置の援用を効果的にすることが不可欠である。即ち関係国の合意による輸入制限の弾力的な運用（URセーフガード協定では輸入割当の弾力的運用が図られている）やセーフガード援用の要件として競争力回復のため産業政策の実施を義務付けることが必要となる。

(二) 貿易不均衡は真の問題ではない。これを理由として貿易相手国を非難したり、これを相手国の市場閉鎖の推定の根拠としたり、不公正慣行の挙証責任を黒字国に転換する口実とすることはやめるべきである。米国・EUが貿易上の要求を日本に対して行うに当たり、その要求を日本の黒字によって根拠づけ、正当化することは、今後認めるべきではない。貿易不均衡は米国・EUに何等の実害も及ぼさないし、これが好ましくないものと仮定しても、それは黒字国（日本）の政策や慣行によって発生する問題ではない。

(三) 一部の特別利益の苦情や圧力によって多くの貿易摩擦が生じている現状は正常でない。貿易紛争のもととなる苦情にフィルターをかける仕組みを国際的に合意すべきである。²⁰⁾

(四) 二国間交渉で紛争を解決しえないときは、早急に地域的（例えばAPEC）又はマルチ（WTO）の紛争処理

手続に問題を付託し、第三国の権威ある専門家が構成するパネルによる審判や仲裁・調停の準司法的解決のほか、全体会議における討議を通じ、国際的なコンセンサス又は同輩の圧力による紛争の解決を図るべきであろう。

(五) 大部分の紛争は競争自体から起っており、他方しばしば元来問題のない所に現実には問題が発生している(例えば貿易不均衡問題)。この点を含め、貿易摩擦の実態に関する共通認識を日・米・EU間で確立することが急務である。日・米・EUがこうした認識に立って従来国際関係を荒ませて来た貿易摩擦を克服し、世界の核管理、地域紛争、内戦、難民、貧困、環境保全、人権擁護といった他のはるかに重要かつ緊急な問題の解決に協力してエネルギーを傾注すべきことに、誰しも異論がないであろう。

注

- (1) I. M. Destler, *Inevitable Conflict or "Competitive Interdependence,"* 一九九四年一月の日米関係に関する筑波大学・メリランド大学共同研究プロジェクト会合での報告。
- (2) Charles Lipson, *The Transformation of Trade: Sources and Effects of Regime Change*, International Organization, Spring 1982, pp443-446.
- (3) 赤根谷達雄, '日本のガット加入問題', 東京大学出版会一九九二年, Robert Keohane, *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy*, Princeton University Press, 1984, p31, p36; Duncan Snidal, *Limits of Hegemonic Stability Theory*, International Organization, Autumn 1985; Charles Lipson, *op. cit.*
- (4) 津久井茂充, 'ガットの全貌', 日本関税協会, 一九九三年, 二六四ページ。
- (5) URセーフガード協定二二二条。
- (6) URアンチダンピング協定(正式には、「ガット六条の適用に関する協定」二二・二二二)。

- (7) 小宮隆太郎、貿易黒字赤字の経済学、東洋経済新報社、一九九四年、Milton Friedman, Do Imports Cost Jobs?, Newsweek, Feb. 9, 1981.
- (8) Fred Bergsten and Marcus Noland, Reconcilable Differences?: United States-Japan Economic Conflict, Institute for International Economics, 1993, p.35.
- (9) Fred Bergsten and William R. Cline, The United States-Japan Economic Problem, Institute for International Economics, 1985, pp.53-56. The Economic Report of the President 1994, pp.59-62. 他方大統領報告は、日本市場の閉鎖性を示す圧倒的な証拠がある、としながら何等の証拠も示していない(同報告二一九ページ)。
- (10) ガット一〇条三項は、「各締約国は……関税事項に関する行政上の措置を速かに審査し是正するため……裁判所又は訴訟手続を維持し……なければならぬ。これらの裁判所は……行政上の実施に当たる機関から独立していなければならない……」と定めている。これは政府の通商上の行政処分についても法の適正な手続の原則が適用されるべきことを述べたものと解される。但し、これは事後的救済に関する規定である。
- (11) 改正後の関税定率法七条は、WTO協定上の日本の利益を害した国に対する報復関税に関しては、DSBの承認、相殺関税に関しては、WTO協定附属の補助金相殺協定に規定する相殺措置委員会の承認を得て、WTO協定加盟国にそれぞれ課することができる旨規定することとなる(一九四年一〇月二九日津久井大阪税関業務部次長の日本国際経済法学会における報告)。
- (12) 九四年大統領領経済報告二三七及び二四八ページ。
- (13) Laura D'Andreas Tyson, Who's Bashing Whom?, Institute for International Economics, 1992, p.13; I. M. Destler, American Trade Politics, IIE, 1992, pp.242-243.
- (14) 日本の対東南アジア向け輸出は七〇年代中頃まで対米輸出を上まわっていたが、七六年以降は対米輸出に追い越された。しかし九一年に再逆転して以来東南アの比重が高くなっており、中国・韓国等其他のアジア諸国向け輸出を加えらる

アジアの比重は更に大きくなる。九四年米国大統領経済報告(二三二ページ)は、アジア諸国の成長が米国より早い限り、これらの国の米国にとつての重要性が上り、彼等にとつての米国の重要性が低下することになる。従つて従来の市場閉鎖の嚇しに立脚した貿易戦略は今後次第に有効性を失うおそれがある、と述べている。

(15) マーケット・シエアに関する玉虫色の合意については、森田俊輔、日米半導体協定の諸問題、経済と外交、八六年一〇月号—八七年一月号、Electronic Industries Association of Japan, Achievements in International Cooperation, The 1991 Semiconductor Arrangement参照のこと。

(16) 九三年一〇月二日の日経によれば、一〇月一日日米が合意した客観基準の定義は、外国製品の参入について、「意味のある相当程度の増加に向けた進展があるかどうかを毎年評価するため、販売量とシエアを計測する」という内容。

(17) 九四年一月一七日発表のIMF報告書「国際通商政策—ウルグアイ・ラウンドとその後」は、系列がどの程度日本の輸入を妨げているかについて明白な証拠はない、としている。

(18) コーヘインによれば、米国は覇権国として、高附加価値財の生産における競争上の優位に立つ必要がある。Keohane, *ibid.* p.33. 故セオドア・ホワイト、ジェムス・ファロース、クライド・プレストウィッツ、カレル・ヴァン・ウオルフェン、ローラ・タイソン等のいわゆる日本叩き屋の論調も同じ心情から出ているように思われる。

(19) ウルフは、米国の先端技術等産業活動面での優位を支える国内政策の欠如が、一方主義を唯一の選択としている、と論ずる。Alan Wm. Wolff et al., *Conflict among Nations*, Westview Press, 1992.

(20) John Jackson, *Restructuring the GATT System*, The Royal Institute of Foreign Affairs, 1990, pp.76-78.